

## 別紙3

## 事業概略書

事業名	障害者アートの価値向上に伴う、作家の権利擁護の在り方に関する研究事業
事業目的	<p>我が国の障害者の芸術作品が国内外での展覧会などの開催により、評価・関心が高まりつつある一方で、作品を制作する障害者の著作権及び著作者人格権が侵害されるという懸念がある。</p> <p>本事業では、障害者の著作権に関する課題を明らかにし、権利擁護の在り方を法律家など専門家を含む研究会を組織し検討を行うとともに、著作権の擁護を目的とした作家協会(仮称)の設立と普及を目的として事業を行った。</p>
事業概要	<p>既に、展覧会などにおいて一定の評価がされている障害のある作家宅を訪問し、著作権に関わる課題の有無を調査した。その結果、展示やカードなど複製について明確な契約や条件提示などがされていない実態が明らかになった。そこで関係者・法律専門家で組織する研究会を立ち上げ、権利侵害事例の検討とどのようにすれば権利侵害から当事者を守れるか検討を重ねた結果、作品の普及に伴って起きる権利侵害リスクに備え、権利擁護を目的とした任意団体を組織し、相談窓口を設置し、様々な相談支援を行うことが現状として必要との認識に至った。当初は、団体の設立と加入促進を含めた事業を予定していたが、課題整理に時間を要し、団体の設立までは至らなかった。</p>
事業実施結果 及び効果	<p>障害のある作家の作品の評価が高まるにつれて、その作品価値が向上している一方で、障害特性から当事者の契約能力が制限され、意図しない権利侵害事例が起きている、また起きる危険性が高いことが明らかになった。そのため権利擁護を目的とした団体の設立と加入普及が望まれるが、作品の価値や評価についての社会的な認識、成年後見制度の理解・利用、普及がなされていないなどの課題も明らかになった。今回の研究により障害者の著作権という切り口による権利擁護について研究し、モデル的な仕組みの提案ができたことで、著作権の擁護を含む、広く障害者の権利や財産をどのように擁護していくかを議論する契機となった。さらに障害者アートの価値向上と並行して、作家(障害者)本人の権利擁護に関する研究・提言を行うことで、作家(障害者)が著作権使用料等における契約行為を通じて所得保障につながることが確認できた。</p>
事業主体	<p>〒520-3216 滋賀県湖南市若竹町1-6 特定非営利活動法人はれたりくもったり TEL: 0748-75-2297 E-MAIL: harekumo@biwako.ne.jp</p>